

監査結果一覧表 会派名 日本共産党

措置請求書添付書類1※1				左記修正		監査結果			
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
2-10 3-14	資料購入費	9,600	9,600	【しんぶん赤旗、同日曜版、大阪民主新報】 日本共産党の会派が会派自身の属する日本共産党の党紙を購入する必要はない。党や会派の宣伝や接客を目的とする費用を政務調査研究費から支出することは許されない。大阪民主新報については、会派民主みらいとのバーターのお付き合いを目的とした購入で、政務調査研究として不当。	付記番号3-14は添付書類2に見当たらないが、日付、項目及び支出額により特定した。	9,600	日刊「しんぶん赤旗」2・3月分 6,800円 「しんぶん赤旗」日曜版 2・3月分 1,600円 大阪民主新報 2・3月分 1,200円	内規別表2 (資料購入費-新聞)に該当	0
2-13 3-17	資料作成費	21,000	21,000	【コピー機リース料41回、42回】 成果物が示されておらず、大量印刷と併せて考えると政務調査以外の政治活動等への利用に流用されていると考えられる。政務調査費としては認められない。	付記番号3-17は添付書類2に見当たらないが、日付、項目及び支出額により特定した。	21,000	コピー機リース料 2月分(41回目) 3月分(42回目) 21,000円	内規別表2 (事務所費-事務用品・事務機器購入・リース料)に該当	0

監査結果一覧表 会派名 日本共産党

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
3-2 3-3 3-5	資料購入費	24,300	19,250	【「宣伝・研究」(H25年2月～26年1月号)、「月刊保育情報」(H25年2月～26年1月号)、「おおさかの住民と自治」(H25年1月～6月号)】H25年2月と3月分以外は当該期間分でなく不当。	付記番号3-2、3-3、3-5は添付書類2に見当たらないが、日付、項目及び支出額により特定した。	24,300	宣伝・研究 2～1月号分 11,100円 月刊保育情報 2～1月号分 7,200円 住民と自治他資料代 1～6月分 6,000円	内規別表2 (資料購入費-定期刊行物購入費)に該当	0
2-8 3-11 3-13 3-15	資料作成費	98,445	98,445	【宛名表示ラベル、コピー用紙、プリンター純正トナー、色上質紙】年度末にこれだけ大量の事務用品を購入することは予算消化を目的とした一括購入であり、認められない。	付記番号3-11、3-13、3-15は添付書類2に見当たらないが、日付、項目及び支出額により特定した。	98,445	宛名表示ラベル 6,489円 コピー用紙 A4 5,000枚 5,296円 プリンター純正トナー 3個 77,700円 色上質紙共用紙 A4 4,000枚 8,960円	内規別表2 (事務所費-事務用品・事務機器購入・リース料)に該当	0
合計		153,345	148,295		修正後合計	153,345		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	240,000
使用総額	244,549
否認額	148,295
要返金額	143,746

支給上限額-(使用総額-否認額)

監査委員の判断

政務調査費交付額	240,000
収支報告書支出合計額	244,549
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 会派名 公明党

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明						
	項目	支出額	否認額	説明	修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
5 11	資料購入費	7,840	7,840	【新聞代(公明新聞、聖教新聞、創価新報、公明グラフ)】 公明党及び宗教団体の新聞で調査が必要ではなく、また政教分離の点からも党の支持団体の新聞を必要とするものではない。	—	7,840	公明新聞2・3月分 3,670円 聖教新聞2・3月分 3,760円 創価新報2・3月分 210円 公明グラフ3月分 200円	内規別表2 (資料購入費—新聞)に該当	0
8		12,000	11,000	【「グローバルBIZジャーナル」(H25年3月～26年2月)】 H25年3月分以外は翌年度分であり、当該期間分でなく不当。	—	12,000	グローバルBIZ ジャーナル 25年3月～26年2月分 12,000円	内規別表2 (資料購入費—定期刊行物購入費)に該当	0
9		3,600	3,000	【全国農業新聞(H24年10月～H25年3月)】 H25年2、3月分以外の過去分(H24年10月～25年1月分)は認められない。当該期間分でなく不当。	—	3,600	全国農業新聞 (24年10月～25年3月分) 3,600円	内規別表2 (資料購入費—新聞)に該当	0

監査結果一覧表 会派名 公明党

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
12	資料作成費	10,000	10,000	【用紙代】 年度末の3月29日に1万枚もの用紙を入り用としたのであれば詳しい説明が必要である。正に年度末の予算消化を目的とした購入である。	—	10,000	用紙代(上質紙A10包) 9,600円 振込手数料 400円	内規別表2 (事務所費—事務用品・事務機器購入・リース料)に該当	0
13		2,271	2,271	【トナー回収】 捨てるものをわざわざ高い料金で回収する必要はない。	—	2,271	トナー回収ボックス 1個 1,871円 振込手数料 400円	内規別表2 (事務所費—事務用品・事務機器購入・リース料)に該当	0
合計		35,711	34,111		修正後合計	35,711		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	240,000
使用総額	95,602
否認額	34,111
要返金額	34,111

監査委員の判断

政務調査費交付額	95,602
収支報告書支出合計額	95,602
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める使途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 会派名 茨木市民フォーラム

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
1	資料作成費	1,955	1,955	【コピー用紙】 年度末の3月19日に 2500枚もの用紙を必要 とした報告もない。	-	1,955	コピー用紙 2,500枚 1,745円 振込手数料 210円	内規別表2 (事務所費-事務用 品・事務機器購入・ リース料)に該当	0
合計		1,955	1,955		修正後合計	1,955		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	18,000
使用総額	6,913
否認額	1,955
要返金額	1,955

監査委員の判断

政務調査費交付額	6,913
収支報告書支出合計額	6,913
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 会派名 民主みらい

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
3	資料作成費	8,000	8,000	【コピー用紙】 年度末3月の1ヶ月で2500枚もの用紙を必要とする調査であるなら、その説明が必要である。年度末予算消化のための購入である。	付記番号3は添付書類2に見当たらないが、日付、項目及び支出額により特定した。	8,000	コピー用紙 10,000枚	内規別表2 (事務所費—事務用品・事務機器購入・リース料)に該当	0
4		2,260	2,260	【マジック、修正テープ、カッター、のり、ホッチキス針】 これだけ多種の事務用品が必要となったのであれば事情説明が必要である。年度末予算消化のための購入である。	付記番号4は添付書類2に見当たらないが、日付、項目及び支出額により特定した。	2,260	マジック、修正テープ、カッター、のり、ホッチキス針	内規別表2 (事務所費—事務用品・事務機器購入・リース料)に該当	0
合計		10,260	10,260		修正後合計	10,260		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	40,000
使用総額	26,601
否認額	10,260
要返金額	10,260

監査委員の判断

政務調査費交付額	26,601
収支報告書支出合計額	26,601
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したものの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したものの。

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
2	資料作成費	10,668	10,668	【A4フラットファイル30冊、A4リングファイル20冊、輪ゴム1箱、ゼムクリップ1箱、テープカッター1個】 2月3月の2ヶ月間でこれだけ大量の事務用品が必要とは考えられず、年度末予算消化を目的とした購入である。	-	10,668	フラットファイルA4(30冊) 1,890円 リングファイルA4(20冊) 7,000円 輪ゴム(1箱) 270円 ゼムクリップ(1箱) 440円 テープカッター(1個) 560円 消費税 508円	内規別表2 (事務所費-事務用品・事務機器購入・リース料)に該当	0
3	資料購入費	9,345	9,345	【コピー用紙5000枚、セロテープ10巻、ホッチキス針20個、大・中クリップ各1箱、スティックのり10本】 2月3月の2ヶ月間で5000枚もの用紙を必要とした特別の説明もない。また同様に10本のスティック糊を必要とするとも考えられない。正に予算消化のための購入である。	-	9,345	コピーペーパーA4(5,000枚) 4,200円 セロテープ(10巻) 780円 ホッチキス針(20個) 1,260円 大クリップ(1箱) 280円 中クリップ(3箱) 630円 スティックのり(10本) 1,750円 消費税 445円	内規別表2 (事務所費-事務用品・事務機器購入・リース料)に該当	0

監査結果一覧表 会派名 自由民主党・絆

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
6	事務所費	5,600	2,800	【リソグラフィース料(H25年2月1日～3月8日)】 3月9日～31日分を支払ったとの証明はなく、2ヶ月分計算は不当。1ヶ月分のみとする。	付記番号誤り(誤)6 (正)1	5,600	リソグラフィース料(リース期間平成25年2月1日～平成25年3月8日)5,600円	内規別表2(事務所費-事務用品・事務機器購入・リース料)に該当	0
合計		25,613	22,813		修正後合計	25,613		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	120,000
使用総額	42,246
否認額	22,813
要返金額	22,813

監査委員の判断

政務調査費交付額	42,246
収支報告書支出合計額	42,246
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したものの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したものの。

監査結果一覧表 会派名 維新の会・みんなの茨木

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
24	資料作成費	63,930	63,930	【トナー代金】 年度末の予算消化目的の購入である。年度末の3月に大量複写の報告もない上、僅か2日後にまたまたトナーが必要となったことを証する説明もない。	-	63,930	トナーカートリッジ 31,500円 振込手数料 300円 トナーカートリッジ 31,500円 振込手数料 630円	内規別表2 (資料購入費-事務用品・事務機器購入・リース料)に該当	0
合計		63,930	63,930		修正後合計	63,930	合計		0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	70,000
使用総額	69,082
否認額	63,930
要返金額	63,930

監査委員の判断

政務調査費交付額	69,082
収支報告書支出合計額	69,082
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 坂口康博

付記番号	措置請求書添付書類1※1		否認額と説明		左記修正		監査結果		
	政務調査費金銭出納簿の記載 項目	支出額	否認額	説明	修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
1	資料作成費	1,780	1,780	【スクラップブック】 報告されている商品の領収書であると認定できない。	-	1,780	スクラップブック 1,780円	内規別表1 (資料作成費-事務 機器購入等) に該当	0
2	資料購入費	1,890	1,890	【「障害者総合支援法 早わかりガイド」】 地元書店の領収書でなく、商品名もない。販売 担当者名も消されていて 確認もできない。	-	1,890	障害者総合支援法 早わかりガイド 1,890円	内規別表1 (資料購入費-図書) に該当	0
5	資料作成費	1,342	1,342	【ファイル】 添付されている領収書 では商品を特定でき ず、係員名も消されて いて確認すらできない。	-	1,342	ファイル 1,342円	内規別表1 (資料作成費-事務 機器購入等) に該当	0
3 6	資料購入費	5,900	5,900	【産経新聞】 議員に当選する以前か ら個人的に購読してい るものであり、議員に なったからといって公金 で負担させるべき性格 のものではない。特に市 政に関する調査に必要 なものではない。	-	5,900	産経新聞 2・3月分 5,900円	内規別表1 (資料購入費-新聞) に該当	0
合計		10,912	10,912		修正後合計	10,912		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	40,000
使用総額	42,445
否認額	10,912
要返金額	8,467

支給上限額-(使用総額-否認額)

監査委員の判断

政務調査費交付額	40,000
収支報告書支出合計額	42,445
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 青木順子

措置請求書添付書類1※1				左記修正		監査結果			
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
1 2	資料購入費	7,650	7,650	【読売新聞】 議員に当選する以前から個人的に購読しているものであり、議員になったからといって公金で負担させるべき性格のものではない。特に市政に関する調査に必要なものではない。	-	7,650	読売新聞 2・3月分 7,650円	内規別表1 (資料購入費-新聞) に該当	0
合計		7,650	7,650		修正後合計	7,650		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	40,000
使用総額	12,525
否認額	7,650
要返金額	7,650

監査委員の判断

政務調査費交付額	12,525
収支報告書支出合計額	12,525
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める使途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 松本泰典

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
2 3	資料購入費	5,750	5,750	【読売新聞】 議員に当選する以前から個人的に購読しているものであり、議員になったからといって公金で負担させるべき性格のものでない。特に市政に関する調査に必要なものではない。	-	5,750	読売新聞 2・3月分 5,750円	内規別表1 (資料購入費-新聞) に該当	0
合計		5,750	5,750		修正後合計	5,750	合計		0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	40,000
使用総額	38,605
否認額	5,750
要返金額	5,750

監査委員の判断

政務調査費交付額	38,605
収支報告書支出合計額	38,605
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める使途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 篠原一代

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
1 2	資料購入費	8,766	8,766	【日本経済新聞】議員に当選する以前から個人的に購読しているものであり、議員になったからといって公金で負担させるべき性格のものではない。特に市政に関する調査に必要なものではない。	-	8,766	日本経済新聞 2・3月分 8,766円	内規別表1 (資料購入費-新聞) に該当	0
合計		8,766	8,766		修正後合計	8,766		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	40,000
使用総額	33,472
否認額	8,766
要返金額	8,766

監査委員の判断

政務調査費交付額	33,472
収支報告書支出合計額	33,472
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める使途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 小林美智子

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
1 3	事務所費	60,000	60,000	【事務所賃借料補助 H25年3,4月分】 借入先、支払先が不明。仮に認めたとしても翌年度分は判例でも認められていない。	—	60,000	事務所家賃 3・4月分 30,000円×2月	内規別表1 (事務所費—事務所賃借料)に該当	0
4	資料購入費	3,400	3,400	【しんぶん赤旗3月分】 市政政務調査に特定の政党新聞の定期購読が必要とはいえない。	—	3,400	しんぶん赤旗 3月分	内規別表1 (資料購入費—新聞)に該当	0
6 7	資料購入費	14,600	11,800	【月刊「保育情報」(H25年2月～12月分)、月刊「ガバナンス」(H25年2月～11月分)】 H25年4月～12月分は翌年度分であり認められない。	—	14,600	保育情報 2～12月分 6,600円	内規別表1 (資料購入費—定期刊行物購入費)に該当	0
							月刊ガバナンス 2～11月分 8,000円	内規別表1 (資料購入費—雑誌)に該当	0
合計		78,000	75,200		修正後合計	78,000		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	74,000
使用総額	84,854
否認額	75,200
要返金額	64,346

支給上限額－(使用総額－否認額)

監査委員の判断

政務調査費交付額	74,000
収支報告書支出合計額	84,854
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める使途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 桂睦子

措置請求書添付書類1※1				左記修正		監査結果			
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
1 5	事務所費	55,000	55,000	【事務所賃借料各1/2 (H25年3月,4月分)】 政務調査活動に必要とした説明がなく、認められない。仮に認められたとしても翌年度分は判例でも認められておらず不当。なお、この事務所は実質、平成24年4月の市長選及び25年1月の市議選の選挙事務所として使われていたもので、議員の政務調査用のものではない。	—	55,000	事務所家賃1/2 3・4月分 27,500円×2月	内規別表1 (事務所費—事務所賃借料)に該当	0
2 3	資料購入費	8,208	8,208	【読売新聞、日本経済新聞】議員に当選する以前から購読しているものであり、議員になったからといって公金で負担させるべき性格のものでない。特に市政に関する調査に必要なものではない。	—	8,208	読売新聞 2月分 3,925円 日本経済新聞 2月分 4,283円	内規別表1 (資料購入費—新聞)に該当	0
4	資料購入費	6,195	6,195	【書籍】領収書から商品の特定はできない。商品名が記載されていない。	—	6,195	スポーツ白書 3,675円 自治体政策とユニバーサルデザイン 2,520円	内規別表1 (資料購入費—図書)に該当	0
合計		69,403	69,403		修正後合計	69,403		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	74,000
使用総額	69,403
否認額	69,403
要返金額	69,403

監査委員の判断

政務調査費交付額	69,403
収支報告書支出合計額	69,403
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 米川勝利

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
1	資料購入費	4,830	1,890	【「この1冊ですべてわかる 広報・PRの基本」】市広報・PRの基本を目的とした調査は行政が行うのであって議員は市政政務調査を行うに要する費用負担を認められているのである。	付記番号誤り(誤)1(正)5 金額誤り(誤)4,830(正)3,465	3,465	地震イツモノート 588円 この1冊ですべてわかる広報・PRの基本 1,890円 地方自治体は重い負担に耐えられるか 987円	内規別表1 (資料購入費一図書)に該当	0
8	資料購入費	1,260	1,260	【「障害児者のいのちを守る」】購入に当たって現金支払いでなくギフト券を利用していることは、個人財を政務調査費という公金で換金していることであり認められない。	平成26年4月10日付けで返還された。	0	—	—	—
9	資料作成費	25,800	25,800	【ビデオカメラ】新議員が早々に何を目的としてビデオカメラが必要であるのか。単に年度末予算消化を目的とした購入と解され認められない。	—	25,800	ビデオカメラ	内規別表1 (資料作成費—事務機器購入等)に該当	0
合計		31,890	28,950		修正後合計	29,265		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	74,000
使用総額	50,817
否認額	28,950
要返金額	28,950

監査委員の判断

政務調査費交付額	49,557
収支報告書支出合計額	49,557
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 友次通憲

措置請求書添付書類1※1				左記修正		監査結果			
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
表ナシ	事務所費	60,000	60,000	【事務所賃借料(H25年2,3月分)】支払先も領収証発行人も不明なものを政務調査費としては認められない。	※ 会計帳簿添付なし	60,000	賃料 2・3月分 30,000円×2月	内規別表1 (事務所費-事務所賃借料)に該当	0
合計		60,000	60,000	修正後合計		60,000	合計		0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	70,000
使用総額	60,000
否認額	60,000
要返金額	60,000

監査委員の判断

政務調査費交付額	60,000
収支報告書支出合計額	60,000
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める使途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 中村信彦

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明				修正内容	修正後金額	支払伝票の内容
	項目	支出額	否認額	説明					
1	資料作成費	12,250	12,250	【デジタルカメラ】何を撮影する目的でデジカメを購入する必要があったのか。単に年度末予算消化を目的とした購入であると解され、認められない。	-	12,250	デジタルカメラ 24,500円×50%	内規別表1 (資料作成費-事務機器購入等)に該当	0
4	資料購入費	55,000	55,000	【自治体情報誌「ディーファイル」定期購読誌代】左記名目のイメージ出版株式会社の領収書が添付されているが、日誌か月刊誌か、いつからいつまでの期間購読なのかも不明であり、2ヶ月間の定期購読代とは認められない。	-	55,000	自治体情報誌 ディーファイル 55,000円	内規別表1 (資料購入費-定期刊行物購入費)に該当	0
合計		67,250	67,250		修正後合計	67,250		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	70,000
使用総額	83,306
否認額	67,250
要返金額	53,944

支給上限額 - (使用総額 - 否認額)

監査委員の判断

政務調査費交付額	70,000
収支報告書支出合計額	83,306
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 田中総司

措置請求書添付書類1※1				左記修正		監査結果			
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
2 3	(未記入)	6,800	6,800	【しんぶん赤旗2月分、3月分】市政政務調査に特定の政党新聞の定期購読が必要とはいえません。	※ 項目記載なし	6,800	しんぶん赤旗 2・3月分 6,800円	内規別表1 (資料購入費-新聞) に該当	0
合計		6,800	6,800		修正後合計	6,800		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	70,000
使用総額	26,827
否認額	6,800
要返金額	6,800

監査委員の判断

政務調査費交付額	26,827
収支報告書支出合計額	26,827
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 福丸孝之

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
1	広報・広聴費	8,400	8,400	【ブログ維持費(H25年2月～9月分)】議員個人の宣伝のためのものであり、市の政務調査費に該当しない。仮に認められたとしても4月～9月の6ヶ月分は当該期間外であり不当。	—	8,400	ブログ維持費 2～9月分 12,600円×8/12	内規別表1 (資料作成費-その他)に該当	0
2	広報・広聴費	10,080	10,080	【ブログ契約料金(H25年2月～26年1月分)】過去の領収書(13. 1. 05付)分で認められない。	—	10,080	ブログ契約料金 2～1月分 10,080円	内規別表1 (資料作成費-その他)に該当	0
3	広報・広聴費	37,705	37,705	【議員通信送付代】特別号の内容は自己宣伝と新年挨拶と事務所開設の案内をアピールしたもの。実質1月27日の選挙に向けた宣伝売名物で、およそ政務調査とは無関係のものである。(公職選挙法違反の脱法的なものである。)	—	37,705	通信送付代 63円×1,197通×50%	内規別表1 (広報・広聴費-広報紙作成費等)に該当	0

監査結果一覧表 議員名 福丸孝之

措置請求書添付書類1※1				左記修正		監査結果			
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
5	広報・広聴費	11,592	11,592	【議員通信送付代】 第19号はH25年1月27日の茨木市議会議員選挙の開票結果を掲載して当選お礼のものであり、全く政務調査に該当しない。(同上)	—	11,592	通信送付代 63円×184通	内規別表1 (広報・広聴費-広報紙作成費等) に該当	0
合計		67,777	67,777		修正後合計	67,777		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	60,000	
使用総額	79,938	
否認額	67,777	
要返金額	47,839	支給上限額-(使用総額-否認額)

監査委員の判断

政務調査費交付額	60,000
収支報告書支出合計額	79,938
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 上田光夫

措置請求書添付書類1※1				左記修正		監査結果			
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
2 3	資料購入費	8,766	8,766	【日本経済新聞】議員に当選する以前から個人的に購読しているものであり、議員になったからといって公金で負担させるべき性格のものでない。特に市政に関する調査に必要なものではない。	—	8,766	日本経済新聞 2・3月分 8,766円	内規別表1 (資料購入費-新聞) に該当	0
合計		8,766	8,766		修正後合計	8,766		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	60,000
使用総額	58,612
否認額	8,766
要返金額	8,766

監査委員の判断

政務調査費交付額	58,612
収支報告書支出合計額	58,612
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める使途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

措置請求書添付書類1※1				左記修正		監査結果			
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
1 3	事務所費	20,000	20,000	【2月事務所費、3月事務所費】 自宅の水光熱費であり、議員に特別要する費用でも政務調査に要した費用でもなく、一般生活費である以上議員報酬で賄うべきものである。	1、3ともに電気料金のみ 付記番号1及び3は添付書類2に見当たらないが、日付、項目及び支出額により特定した。	20,000	電気料金 2・3月支払分 54,724円 うち上限額10,000円×2月	内規別表1 (事務所費-維持管理費) に該当	0
2 4	資料購入費	7,550	7,550	【産経新聞】 議員に当選する以前から購読しているものであり、議員になったからといって公金で負担させるべき性格のものではない。特に市政に関する調査に必要なものではない。	付記番号2及び4は添付書類2に見当たらないが、日付、項目及び支出額により特定した。	7,550	産経新聞 2・3月分 7,550円	内規別表1 (資料購入費-新聞) に該当	0
合計		27,550	27,550		修正後合計	27,550		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	60,000
使用総額	45,865
否認額	27,750
要返金額	27,750

監査委員の判断

政務調査費交付額	45,865
収支報告書支出合計額	45,865
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したものの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したものの。

監査結果一覧表 議員名 上田嘉夫

措置請求書添付書類1※1				左記修正		監査結果			
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
2	広報・広聴費	115,500	115,500	【市政報告新聞16号】平成25年1月27日選挙に向けた議員個人の選挙地盤配布用宣伝新聞で、新年挨拶の一種の年賀状代わりである。市政調査に関するものではなくおよそ認められるべきものでない。(公職選挙法違反の脱法的ものである。)	—	115,500	市政報告新聞16号 30,000部 115,500円	内規別表1 (広報・広聴費-広報紙作成費等) に該当	0
3	資料作成費	25,741	25,741	【プリンター外】何をプリントする目的が必要とするか不明である。	—	25,741	プリンター 20,800円 インク 4,941円	内規別表1 (資料作成費-事務機器購入等) に該当	0
合計		141,241	141,241		修正後合計	141,241		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	60,000
使用総額	146,173
否認額	141,241
要返金額	55,068

支給上限額-(使用総額-否認額)

監査委員の判断

政務調査費交付額	60,000
収支報告書支出合計額	146,173
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 中内清孝

措置請求書添付書類1※1				左記修正		監査結果			
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
2 3	資料作成費	42,000	42,000	【ホームページ管理料】 議員個人の宣伝のためのものであり、市の政務調査を目的としたものでない。	—	42,000	HP管理料 2・3月分 42,000円	内規別表1 (資料作成費-その他) に該当	0
合計		42,000	42,000		修正後合計	42,000		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	60,000	
使用総額	92,400	
否認額	42,000	
要返金額	9,600	支給上限額-(使用総額-否認額)

監査委員の判断

政務調査費交付額	60,000
収支報告書支出合計額	92,400
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める使途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 辰見登

措置請求書添付書類1※1				左記修正		監査結果			
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
1 3	人件費	60,000	60,000	【アルバイト料】同居の家族による領収書であり、実体が伴わず不当。	付記番号1及び3は添付書類2に見当たらないが、日付、項目及び支出額により特定した。	60,000	アルバイト料 2・3月支払分 60,000円	内規別表1 (人件費-アルバイト 雇用賃金)に該当	0
2 4	資料購入費	7,850	7,850	【産経新聞】議員に当選する以前から購読しているものであり、議員になったからといって公金で負担させるべき性格のものではない。特に市政に関する調査に必要なものではない。	付記番号2及び4は添付書類2に見当たらないが、日付、項目及び支出額により特定した。	7,850	産経新聞 2・3月分 7,850円	内規別表1 (資料購入費-新聞) に該当	0
合計		67,850	67,850		修正後合計	67,850		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	60,000	
使用総額	93,639	
否認額	67,850	
要返金額	34,211	支給上限額-(使用総額-否認額)

監査委員の判断

政務調査費交付額	60,000
収支報告書支出合計額	93,639
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したものの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める使途基準・支出基準への該当の有無について記載したものの。

監査結果一覧表 議員名 村中幾子

措置請求書添付書類※1				左記修正		監査結果			
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
1	資料購入費	7,640	7,640	【読売新聞(H25年2,3月分)】 議員に当選する以前から個人的に購読しているものであり、議員になったからといって公金で負担させるべき性格のものでない。特に市政に関する調査に必要なものではない。また、一括領収書は認められない。	—	7,640	読売新聞 2・3月分 7,640円	内規別表1 (資料購入費—新聞)に該当	0
2	調査旅費	40,700	3,000	【うち日当】 政務調査のための研究研修は職務であり、職員の日当手当てと同一視できない。議員の日当は認められない。	—	40,700	旅費 鉄道賃 37,700円 日当 3,000円	内規別表1 (調査旅費—旅費)に該当	0
合計		48,340	10,640		修正後合計	48,340		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	70,000
使用総額	68,920
否認額	10,640
要返金額	10,640

監査委員の判断

政務調査費交付額	68,920
収支報告書支出合計額	68,920
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める使途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 長谷川浩

措置請求書添付書類1※1				左記修正		監査結果			
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
1 2	資料購入費	8,766	8,766	【日本経済新聞】議員に当選する以前から個人的に購読しているものであり、議員になったからといって公金で負担させるべき性格のものでない。特に市政に関する調査に必要なものではない。	—	8,766	日本経済新聞 2・3月分 8,766円	内規別表1 (資料購入費—新聞)に該当	0
3	調査旅費	58,700	21,000	【旅費、日当、宿泊費】調査活動は議員の職務であり、職員の日当とは異なり違法である。また、宿泊費についても実費支給されるべきであり、領収書の添付もなく現地調査を証するものが何も添付されていないので確認すらできない。	—	58,700	旅費 鉄道賃 37,700円 日当 6,000円 宿泊料 15,000円	内規別表1 (調査旅費—旅費)に該当	0
合計		67,466	29,766		修正後合計	67,466		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	70,000
使用総額	81,005
否認額	29,766
要返金額	18,761

支給上限額-(使用総額-否認額)

監査委員の判断

政務調査費交付額	70,000
収支報告書支出合計額	81,005
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める使途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 滝ノ上万記

措置請求書添付書類※1				左記修正		監査結果			
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
1	資料購入費	5,500	5,500	【高齢者住宅新聞(H24年5月～25年5月分)】 H25年2月と3月分以外は当該期間分でなく不当。請求金額とも不一致。	—	5,500	高齢者住宅新聞 2～5月分 5,500	内規別表1 (資料購入費—新聞)に該当	0
2	調査旅費	58,700	21,000	【旅費、日当、宿泊費】 調査活動は議員の職務であり、職員の日当とは異なり違法である。また、宿泊費についても実費支給されるべきであり、領収書の添付もなく現地調査を証するものが何も添付されていないので確認すらできない。	—	58,700	旅費 鉄道賃 37,700円 日当 6,000円 宿泊料 15,000円	内規別表1 (調査旅費—旅費)に該当	0
合計		64,200	26,500		修正後合計	64,200		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	70,000
使用総額	72,563
否認額	26,500
要返金額	23,937

支給上限額-(使用総額-否認額)

監査委員の判断

政務調査費交付額	70,000
収支報告書支出合計額	72,563
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める使途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 中井高英

措置請求書添付書類1※1				左記修正		監査結果			
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
1	調査旅費	40,700	3,000	【うち日当】 政務調査は議員の職務であり、日当は不要。一般職員の出張旅費とは内容が異なる。調査の必要性の説明もない。	—	40,700	旅費 鉄道賃 37,700円 日当 3,000円	内規別表1 (調査旅費—旅費) に該当	0
合計		40,700	3,000		修正後合計	40,700		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	70,000
使用総額	40,700
否認額	3,000
要返金額	3,000

監査委員の判断

政務調査費交付額	40,700
収支報告書支出合計額	40,700
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 山崎明彦

措置請求書添付書類1※1				左記修正		監査結果			
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
1	調査旅費	40,700	3,000	【うち日当】 政務調査は議員の職務であり、日当は不要。一般職員の出張旅費とは内容が異なる。調査の必要性の説明もない。	—	40,700	旅費 鉄道賃 37,700円 日当 3,000円	内規別表1 (調査旅費-旅費) に該当	0
2	資料購入費	19,950	19,950	【ゼンリン住宅地図】 不動産業や建築業者でなく、調査に必要な場合は建設課でも道路課でも閲覧可能である。	—	19,950	ゼンリン住宅地図 1冊 19,950円	内規別表1 (資料購入費-図書) に該当	0
合計		60,650	22,950		修正後合計	60,650		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	70,000
使用総額	60,650
否認額	22,950
要返金額	22,950

監査委員の判断

政務調査費交付額	60,650
収支報告書支出合計額	60,650
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 山本隆俊

措置請求書添付書類1※1				左記修正		監査結果			
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
1 2	事務所費	60,000	60,000	【事務所賃借料】 賃貸人すら特定不可能な領収書は認められない。政務調査活動としての必要性について何ら説明がない。	-	60,000	事務所賃借料 2・3月分 60,000円	内規別表1 (事務所費-事務所賃借料)に該当	0
合計		60,000	60,000		修正後合計	60,000		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	70,000
使用総額	75,960
否認額	60,000
要返金額	54,040

支給上限額-(使用総額-否認額)

監査委員の判断

政務調査費交付額	75,960
収支報告書支出合計額	75,960
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 議員名 山下慶喜

措置請求書添付書類1※1				左記修正		監査結果			
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明		修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※2	目的外金額等
	項目	支出額	否認額	説明					
1	資料作成費	27,720	27,720	【プリンター代】 年度末近くの再選の年度末予算消化を目的とした購入である。米川議員のビデオカメラ購入、中村議員のデジカメ購入同様、単に年度末予算消化を目的とした購入であると考えられ、認められない。	-	27,720	プリンター 27,720円	内規別表1 (資料作成費-事務機器購入等) に該当	0
4	資料作成費	1,440	1,440	【プリンターインク】 上記に付随したもの、同様に認められない。	-	1,440	プリンターインク 2,880円×1/2	内規別表1 (資料作成費-事務機器購入等) に該当	0
5	資料作成費	12,640	12,640	【コピー用紙】 年度末の3月15日から僅か16日間で25000枚近くも使用できない。正に年度予算消化を目的とした購入であり、認められない。	-	12,640	コピー用紙 B4 2,128円×5×1/2 A4 4,880円×3×1/2	内規別表1 (資料作成費-事務機器購入等) に該当	0

監査結果一覧表 議員名 山下慶喜

措置請求書添付書類1※1					左記修正		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		否認額と説明				修正内容	修正後金額	支払伝票の内容
	項目	支出額	否認額	説明					
6	資料購入費	1,800	1,800	【社会新報】 市政政務調査に特定の 政党新聞は必要とはいえない。	-	1,800	社会新報 2・3月分 860円×2月 振込料80円	内規別表1 (資料購入費-新聞) に該当	0
8	資料購入費	23,000	23,000	【「金曜日」(H25年4月 ～26年3月分)】 25年度以降の分を当該 期間分として前払いす ることはできない。	-	23,000	週刊「金曜日」 25年4月～26年3月 分 23,000円	内規別表1 (資料購入費-雑誌) に該当	0
合計		66,600	66,600		修正後合計	66,600		合計	0

請求人の主張する内容※1

支給上限額	80,000
使用総額	74,923
否認額	66,600
要返金額	66,600

監査委員の判断

政務調査費交付額	74,923
収支報告書支出合計額	74,923
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。